



諮 問 第 8 号
2010 年（平成 22 年）6 月 23 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵 美 子 様

逗子市長 平 井 竜



日本放送協会放送受信料免除申請書証明事務にかかる個人情報の目的外利用、提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

事務担当
福祉部障がい福祉課

市長の所管に属する逗子市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び
第2項の規定に基づく目的外利用及び本人通知の省略に係る諮問事案

日本放送協会放送受信料免除申請書証明事務における免除基準に該当する旨の証明及び
存否確認を行う必要があるため、障がい者を構成員とする世帯の住民基本台帳及び課税台
帳による情報を収集するもの。

1 事務担当課名

福祉部障がい福祉課

2 事務の名称

日本放送協会放送受信料免除申請書証明事務

3 目的外利用する個人情報の所管課及び内容

- ・課税課：課税台帳における課税、非課税状況の情報
- ・戸籍住民課：住民基本台帳における世帯主名の情報

4 目的外提供先及び提供情報

- ・日本放送協会
- ・上記3のうち、課税、非課税状況の情報

5 日本放送協会放送受信料免除申請書証明事務の概要

別紙のとおり

- ・NHK 放送受信料免除申請の流れ
- ・日本放送協会放送受信料免除申請書証明事務及び存否調査にかかる住民基本台帳及
び課税台帳の確認について

6 その他資料

別紙のとおり

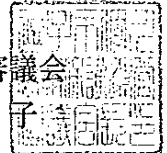
- ・日本放送協会放送受信規約（抜粋）
- ・日本放送協会放送受信料免除基準
- ・放送受信料免除申請書（全額免除）
- ・放送受信料免除申請書（半額免除）
- ・日本放送協会放送受信料免除申請書証明願



22 逗個情運収第 4 号の 2
2010 年（平成 22 年）7 月 22 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵 美



市長の所管する個人情報の取り扱いに関する意見について（答申）

平成 22 年 6 月 23 日付け、諮問第 8 号「日本放送協会放送受信料免除申請書証明事務にかかる個人情報の目的外利用、提供及び本人通知の省略について」について、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外利用の制限の解除並びに同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認めます。

以上